電気通信大学情報理工学域入学試験委員会規程

平成28年 3月23日 改正 平成30年 3月30日

(設置)

- 第1条 電気通信大学情報理工学域教授会規程第9条第2項の規定に基づき、情報理工学 域入学試験委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (審議事項)
- 第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 入学者選抜の実施に関すること。
 - (2) 学生募集要項に関すること。
 - (3) 入学試験に係る各種委員の選出に関すること。
 - (4) 合格者の選考に関すること。
 - (5) その他入学者選抜に関し必要と認められること。

(委員)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 学域長
 - (2) アドミッションセンター長
 - (3) 学域長が指名する職員 1人
 - (4) 第9条に定める部会の長
 - (5) 各類長・課程長
 - (6) 学域教授会規程第2条第1項の構成員で各類・課程から選出された者 各1人
- 2 前項の規定にかかわらず、学域長が必要と認めるときは、学域教授会規程第2条第1 項の構成員から若干人を委員に加えることができる。

(任期)

- 第4条 前条5号及び第6号の委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が 生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第2項の委員の任期は、その都度定める。 (委員長)
- 第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第3号の者とする。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。 (会議の開催)
- 第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。 (委員以外の者の出席)
- 第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。 (事務)

第8条 委員会の事務は、学務部入試課が行う。

(入学試験の実施)

第9条 委員会に、入学試験実施のための必要な部会を置く。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、電気通信大学情報理工学部入学試験委員会規程は廃止する。
- 3 情報理工学部3年次特別編入学試験に係る第2条各号の事項については、この規程に 基づき、情報理工学域入学試験委員会が審議するものとする。
- 4 前項の事項を審議する際は、第3条第2項に基づき、必要に応じ、当該3年次特別編入学試験を行う情報理工学部の学科又は課程の長等第3条第1項第5号及び第6号の委員に相当する者の出席を求めなければならない。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。